特定(介護予防)福祉用具販売重要事項説明書

1事業者

事業者の名称	有限会社シルバン
法人 所在地	〒272-0826 千葉県市川市真間2丁目9番5号
法 人 種 別	有限会社
代表者 氏名	代表取締役 佐藤 八重子
電話番号	0 4 7 - 3 2 5 - 8 3 8 5
FAX 番 号	0 4 7 - 3 2 5 - 8 3 8 6
ホームへ゜ーシ゛アト゛レス	www.shiruban.co.jp
法人設立年月日	平成13年10月19日 (2001/10/19)

2 利用者にたいしての指定居宅介護支援を実施する事業所

(1) 事業所の所在地等

事業所名	シルバン介護センター・福祉用具
所 在 地	千葉県市川市宮久保3丁目15番15号
電話番号	047-710-3830
FAX 番 号	0 4 7 - 3 0 0 - 5 9 5 1
介護保険指定番号	市川市 1270805052 号
事業所開設日	平成29年4月1日 (2017/4/1)
営業時間	午前9時~午後6時 平日
	原則として、祝祭日および8月13日~15日、 年末年始(12月30日~1月3日)を除く
サービス提供地域	市川市 松戸市一部地域

(2) 事務所の職員体制

従業員の職種	区分	業務内容	人数
管理者	常勤・兼務	事業所の運営及び業務全	1名
		般の管理	
福祉用具専門相談	常勤	居宅支援サービス等に係	2名以上
員		る業務	
事務職員	常勤	介護給付費等請求事務・	1名以上
		通信連絡事務等	

3 事業の目的及び運営の方針

要介護(又は要支援)状態にある利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売又は指定介護予防特定福祉用具販売を提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を送れるように支援します。利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるように、効果的な支援を行います。

また、関係市町村や地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

(1) 特定福祉用具販売の取り扱い種目

① 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限ります。

- ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ・電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有している もの
- ・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(ポータブル トイレ等居室において利用可能であるものに限る)
- ・ 便座の底上げ部材
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの(衛生上レン タルになじまない部分)
- ③ 入浴用補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、 次のいずれかに該当するものに限る。

- ・入浴用いす (シャワーチェアー、シャワーキャリー)
- ・浴槽用手すり
- ・浴槽内いす(浴槽台)
- ・入浴台:浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの
- ・浴室内、浴槽内すのこ
- ・入浴用介助ベルト
- ④ 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水の ために工事を伴わないもの

- ⑤ 移動用リフトのつり具の部分
- ⑥ スロープ
- ⑦ 歩行器
- ⑧ 歩行補助つえ

(2)提供するサービスの内容及び費用等について

①特定福祉用具販売計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、サービスの目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。なお、既に利用者の居宅サービス計画(又は介護予防サービス計画)が作成されている場合は、その内容に沿って当該計画を作成します。特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで、交付します。

②購入費用

特定福祉用具の購入にかかる「利用者負担金(介護保険が適用された場合)」はカタログ(電子カタログ等)に記載されている料金(以下、購入費という)によるものとし、原則、購入費の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額となります。

購入費と使用者負担金の差額については、市町村の窓口等へ申請することで、被保険者もしくは指定福祉用具販売事業者に後日支給されます。

介護保険を適用する上で利用可能な購入費の上限額は、毎年4月1日~3月31日の12ヶ月間で10万円までとなっており、超過分の購入費については全額(10割)ご負担いただきます。また同一年度内において、介護保険を適用し購入済みの種目を「再度」購入する場合は、原則、支給を受けられませんのでご注意ください。

③支払方法

商品の納品日に現金支払いとします。

4 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

福祉用具事業部 部長 田内 健一

- (2)成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の未然防止のための対策検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (6) 虐待の防止の為指針を整備しています。

5 ハラスメント防止対策

事業者は、高齢者にたいしてより良い介護を実現するために、職場及び介護の現場に おけるハラスメントを防止するために対策に取り組みます。

- ① 事業者は、職場におけるハラスメントの内容、職場におけるハラスメントを行って はならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発します。
- ② 事業者は、ハラスメントの相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知します。
- ③ パワーハラスメント指針は、I 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、II 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して一人で対応させない等)、III 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)を規定します。
- ④ 利用者・家族等から職員へのハラスメント、及び職員から利用者・家族等へのハ ラスメントの両方をさす。(1) 身体的暴力(回避したため危害を免れたケースを含む)例:ものを投げる、叩かれる、蹴られる(2) 精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめ たりする行為)例:大声を出す、理不尽な要求をする(3) セクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求当、性的ないやがらせ)

6 感染対策

事業者は、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等に取り組みます。

① 感染対策委員会

事業者は、構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策担当者をおき、おおむね6月又は半年に1回定期的に委員会を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催するものとします。

② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

事業者は、平常時の対策(事業所内の衛生管理・環境の整備等、ケアにかかる感染対策・手洗い・標準的な予防策等)、発生時の対応(発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等、事業所内の連絡体制、関係機関への連絡体制)を整備します。

③ 感染症の予防、まん延防止のための研修・訓練

事業者は、従業者教育(感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行う)を組織的に浸透させていくために、定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施します。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練(感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針

及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などのシミュレーション)を定期的(年1回)に行います。

7 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に 提供できる体制を構築するために計画の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション) の実施等に取り組みます。

① 感染症に係る業務継続計画

当事業所は、平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、 備蓄品の確保等)、初動対応、感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接 触者への対応、関係者との情報共有等)についての計画を策定します。

② 災害に係る業務継続計画

事業者は、平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)、緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)、他施設・地域との連携についての計画を策定します。

③ 研修

事業者は、従業者教育(感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を従業者間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うもの)を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回)な研修を実施するとともに、新規採用時には別に研修を実施します。

④ 訓練(シミュレーション)

事業者は、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回)に実施します。

- 8 福祉用具販売支援の提供にあたっての留意事項について
- (1) 支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

9 秘密の保持と個人情報の保護に	
① 利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	 ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	 ① 事業者は、利用者から同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の腐人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理と、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

※個人情報の使用目的

- ・利用者、ご家族への心身の状況説明
- ・居宅介護支援業務に関する記録・台帳の作成
- ・保険者への届け出・相談・及び照会への回答
- ・病院、診療所、薬局、その他の居宅サービス事業者とのサービス担当者会議、 カンファレンスその他の連携
- ・審査、支払機関へのレセプトの提出
- ・学会、研究会等での事例研究発表

□同意いたします □同意しません

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害補償会社に損害賠償を速やかに行い補償の指示を仰ぎ損害保証金額が決定し規定により速やかに支払致します。

下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名介護保険: 社会福祉事業者総合保険

保障の概要賠償損害: (対人・対物事故、管理財物、使用不能、人格権侵害、

経済的損害)

11 身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 写真撮影の同意

- ・アセスメントシート(住宅環境)・介護保険被保険者証・介護保険負担割合証等 の基本情報に使用します。
- 医療連携においての疾患部確認に使用します。

□同意いたします □同意しません

13 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ・提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者相談窓口】のとおり)

- ・相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ・ 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

(2) 苦情申立の窓口

【当事業所相談窓口】

相談窓口	シルバン介護センター・福祉用具
担当者	田内健一
電話番号	0 4 7 - 7 1 0 - 3 8 3 0
対応時間	平日(月曜日)~(金曜日)・午前9時00分~午後5時00分
	・原則として、祝祭日および8月13日~15日、
	年末年始(12月30日~1月3日)を除く

【外部苦情相談窓口】

市川市 福祉部	電話 番号	0 4 7 - 7 1 2 - 8 5 4 8
介護保険課施設グループ	FAX 番号	047-712-8733
千葉県国民健康保険団体	電話 番号	0 4 3 - 2 5 4 - 7 4 0 4
連合会 介護保険課 苦情相談窓口	FAX 番号	0 4 3 - 2 5 4 - 0 0 4 8

14 その他運営についての留意事項

- ① 各介護サービス事業における利用規則に則って、サービスが提供されます。また、 訪問看護等の医療系サービスにおいては、医師の判断に基づいてサービスが提供 されます。
- ② 本事業所の職員は、サービス提供契約の実施以外の営利行為について禁止されています。また、宗教勧誘等についても禁止されています。
- ③ 本事業所の職員は、年金の管理、金銭の貸し借り等金銭の取り扱いは致しません。
- ④ 職員に対する金品等の心付けは、一切お断りしています。職員が茶菓子、お礼の品物等を受け取ることも事業所として固く禁止しています。また、金銭・貴重品の管理にご協力ください。
- ⑤ ペットをケージへ入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。大切なペットを守るため、訪問中はリードをつけていただくか、ケージや居室以外の部屋へ隔離するなどの配慮をお願いします。職員がペットにかまれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。
- ⑥ 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、 サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。
- ⑦ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑧ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑨ 医療行為

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。

この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

	代表者	也	有限会社 シルバン 千葉県市川市真間2丁目9番5号 佐藤 八重子 シルバン介護センター・福祉用具	
	説明者			印
令和	年	月	日	
	記内容の認 交付を受け		と事業者から重要事項の説明を受け、内容に同意し した。	ン、重要事項説明
	利用	Ħ	者	
	氏 名	7		印
	電話番号	<u>크.</u> フ		
	1)氏	名		<u> </u>
	連絡	先(1	電話番号)	
	2)氏	名		印
	<u>連 絡</u>	先(1	電話番号)	
	代理人 <u>氏 </u> 名	7 		<u> </u>
	連絡	先(1	電話番号)	